

# 飼つたならめんどうみよう

## 最後まで



9月は動物愛護月間です

### 飼い主のルールとマナー

#### 1 犬の登録と狂犬病予防注射を受けましょう

生後3カ月以上のすべての犬に「登録」と「狂犬病予防注射」が法律で義務付けられています。新しく犬を飼い始めた場合や、飼い犬の狂犬病予防注射を実施した場合は、役場で登録や注射済票の発行の手続きをしてください。

さい。

「登録」は生涯に1回です。

「狂犬病予防注射」は毎年1回です。必ず実施してください。また、登録していた飼い犬が死んでしまったときや住所、飼い主に変更があったときは、建設環境課まで連絡してください。

#### 2 犬はつないで飼育しましょ

犬の放し飼いは、県条例で禁止されています。

犬を放し飼いにすると、農作物を荒らしたり、他人の敷地に入っていたらをしたり、最悪の場合には、咬傷事故の可能性もあります。散歩の際は、リードにつない

で散歩しましょう。  
また、茨城県内では、秋田犬、エパード、ドーベルマン、グレートデーン、セントバーナード、アメリカンピットブルテリアの8種類（このほか特に大型の犬も含む）を「特定犬」に指定しています。

おりの中での飼育を義務付けて、おりのなかでの飼育を義務付けています。

ペットのファンの後始末は飼い主の義務です。

#### 3 環境美化に努めましょう

散歩の途中でファンをした場合は、必ずビニール袋などに入れて持ち帰り、公共の場所（道路・公園など）や他人の土地、建物を汚さないようにしましょう。また、飼育場所の周辺は常に清潔にして、ハエや悪臭の発生を防ぎましょう。

#### 4 立派にしつけをして愛されるペットにしましょ

犬の放し飼いや鳴き声による騒音、排泄物による苦情といったペットによる苦情相談がある場合は、咬傷事故の可能性を絶ちません。

これらの多くは、飼い主によ

改善することができます。

飼い主の努力でご近所からも愛されるペットにしてあげまし

#### 5 飼い主がわかるようにしましょ

迷子をなくすために、飼つているペットには名札や標識などをつけて、飼い主が誰であるかわかるようにしましょう。

特に、犬には注射済票をつけましょう。

#### 6 動物を飼うときは、責任を持つて最後まで飼育しましょう

動物を飼うときは、習性をよく理解し、命あるものの最後まで責任を持って飼育しましょう。動物をみだりに虐待または棄棄した者には、50万円以下の罰金が処せられます。

○お問い合わせ

建設環境課 生活環境G

☎(84)3618 (直通)

